

男女共同参画社会って？

1999（平成11）年6月23日「男女共同参画社会基本法」が公布されました。男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、その目的と理解を深めるため、毎年6月23日から29日の1週間を『男女共同参画週間』としています。

学校で
家庭で

職場で
地域で



男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとり人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

政策等の立案及び
決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

社会における制度又は
慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

家庭生活における
活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

男女共同参画社会を実現するための5本の柱〈基本理念〉

基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政（国、地方公共団体）と、国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現をめざしています。

●目的 男女共同参画社会基本法第1条 「男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する」こと

●定義 男女共同参画社会基本法第2条 「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。

○積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女共同参画社会基本法の定義では、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担うこととしていますが、現状では、女性の活動の場が少ないことから、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）があります。